

矢板市と矢板市内郵便局との地域における協力に関する協定書

平成29年4月18日

矢板市と矢板市内郵便局との地域における協力に関する協定書

矢板市（以下「甲」という。）と矢板市内郵便局（以下「乙」という。）は、次のとおり、地域における協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携を行うことにより、ユニバーサルサービスを提供する郵便局のネットワークを通じて市民サービスの向上に資することを目的とする。

（協力の内容）

第2条 乙は矢板市内における業務中、次に掲げる場合には、業務に支障のない範囲で、甲に情報（乙の守秘義務に係るものを除く。以下同じ。）を提供することにより、甲に協力するものとする。

- (1) 地域見守り活動に関すること。
- (2) 道路の損傷等に関すること。
- (3) 廃棄物等の不法投棄に関すること。
- (4) 災害発生時の協力に関すること。

2 前項第1号から第4号の具体的な実施内容については、別紙覚書のとおりとする。

（免責）

第3条 乙は、前条第1項の規定による協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（連絡会議の設置）

第4条 甲は本協定を実施するため、必要に応じ連絡会議を設置することができる。

（甲の役割）

第5条 甲は、矢板市民に対し、本協定の趣旨を周知するとともに、第2条第1項各号に定める事項の実施にあたり、乙と市民との連携が必要な場合は、助言等必要な支援を行うものとする。

（乙の役割）

第6条 乙は、乙の社員に対し、本協定の趣旨を周知するとともに、日常業務に支障のない範囲で、第2条第1項各号に定める事項について取り組むものとする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、本協定を更新するものとし、以降もまた同様とする。

（守秘義務）

第8条 甲及び乙は、連携・協力事項の検討・実施により知り得た相手方の秘密情報（秘密情報である旨が明示された情報に限る。）を相手方の承諾なしに、第三者に開示又は提供等してはならない。なお、情報の開示又は提供等に当たっては、法令及び条例の定めるところによるものとする。

2 甲及び乙は、本協定が前条に定める有効期間の満了により効力を失った後も、前項による秘密保持の義務を負う。

(連絡体制)

第9条 甲及び乙は、第2条の協力内容の連絡体制について、協議するものとする。

2 甲及び乙は、それぞれの責任者の連絡先等を相互に提供することにより、相互の連携を深めるものとする。

(協議)

第10条 協力の形態、協力による成果の利用条件その他本協定に定めのない事項又は変更を必要とする事項については、甲乙協議の上、これを決定する。

本協定の証として、本書5通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

(附則)

本協定の締結をもって、「災害時における相互協力に関する覚書」(防災) (平成10年8月21日)・「市政情報等の提供に関する覚書」(郵便局ネットワーク) (平成13年8月24日)の締結を廃止する。

平成29年4月18日

甲 栃木県矢板市本町5番4号
矢板市
矢板市長

乙

住所 矢板市扇町2丁目1-27
日本郵便株式会社 矢板郵便局
局長

住所 矢板市泉371-2
日本郵便株式会社 泉郵便局
局長

住所 矢板市本町15番14号
日本郵便株式会社 矢板本町郵便局
局長

住所 矢板市乙畠1643-4
日本郵便株式会社 片岡郵便局
局長

(1) 地域見守り活動に関する覚書

(目的)

第1条 この覚書は、甲及び乙が連携して、矢板市内における高齢者、障がい者、子ども等（以下「対象者」）という。の異変を速やかに発見し、適切な支援につなげることにより、対象者等が住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(協力の内容)

第2条 乙は、業務中に対象者の異変を発見した場合、甲に連絡を行うものとする。ただし、緊急を要すると思われる場合は、警察又は消防に直接通報するものとする。

2 前項の連絡に係る費用は、乙の負担とする。

(連絡情報の取扱い)

第3条 甲は、乙から前条第1項による連絡があった場合、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

(個人情報の保護)

第4条 甲及び乙は、この覚書の実施に当たり知り得た個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2 乙は、第2条第1項の規定による場合を除くほか、この覚書の実施に当たり知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。

以下余白

(2) 道路の損傷等に関する覚書

(甲が乙に提供する情報)

第1条 乙が甲に提供する情報は、乙が業務中において発見した次の事項に関するものとする。

- (1) 道路標識の損壊等の状況
- (2) 道路、橋等の破損、崩壊等の危険箇所の状況

(情報提供の方法)

第2条 乙が業務中に道路の損傷等を発見した場合、速やかに別紙によりFAX等で情報提供を行うものとする。ただし、緊急の事項又はこれによりがたいと認められる場合は、この限りではない。

(情報提供の中止)

第3条 自然災害等のやむを得ない事情がある場合、乙は一時的に情報の収集を中止することができる。

(情報の公開)

第4条 この覚書に基づき収集した情報については、甲乙両者が了解した場合を除き、公表しないものとする。

以下余白

(3) 廃棄物等の不法投棄に関する覚書

(目的)

第1条 この覚書は、乙が、矢板市内において廃棄物等の不法投棄を発見した場合、甲に情報を提供することにより、甲は地域の美化に努め、市民の生活環境の保全を図ることを目的とする。

(内容)

第2条 乙は、業務遂行中に廃棄物等の不法投棄を発見した場合、甲に情報を提供するものとする。

(情報提供の方法)

第3条 前条に定める情報の提供は、原則として別に定める様式にて、FAX等により行うこととする。ただし、緊急を要する場合は、状況に応じて電話等による情報の提供も可能とする。

以下余白

(4) 災害発生時の協力に関する覚書

(目的)

第1条 この覚書は、乙が、矢板市内に発生した地震その他のによる災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行することを目的とする。

(定義)

第2条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

(協力要請)

第3条 甲及び乙は、矢板市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供

(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)

(2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法(昭和22年法律第118号)適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実に行うための必要な事項^(注)

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(注) 避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。

(協力の実施)

第4条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第5条 第3条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第8条 この覚書に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 矢板市 市民生活部 危機対策班長

乙 日本郵便株式会社 泉郵便局長

(協議)

第9条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

以下余白